

令和5年度 四国横断自動車道 吉野川渡河部の環境保全に関する検討会
第17回検討会での質問に対する回答について

第17回検討会における傍聴者の方々からのご質問についてお答えします。

○質問－1

土木学会デザイン賞を受賞した、サンライズ大橋建設について、「河口の風景は 長い間多くの徳島県民が愛でてきた風景の場所であり、ここに、大きな建造物をつくった NEXCO は、企業として今後も見守りかかわってほしい」との委員のご意見をうけて、NEXCO として当然かかわってきたいとの趣旨のご発言があり、うれしい思いを持ちました。

国際的に 生物多様性ネイチャーポジティブの観点から、生物多様性の保全、自然を活かした地域づくりを目指し、地域に即したネイチャーポジティブの企業参加の重要性が注目されています。NEXCO の積極的な取り組みを期待していますが、今後具体的にはどのような取り組みをお考えでしょうか？

◆回答－1

当社は吉野川渡河部が環境保全の観点において重要な場所であると認識し事業を進めてまいりました。吉野川サンライズ大橋は今後も存在し続けるものであることから、当社にてできることを引き続き検討していく考えです。

○質問－2

国土交通省に関して

国土交通省河川法に基づく河川協議の許可書には以下のように明記されています。

「許可を受けた者は、国土交通省の河川法に基づく河川協議の許可書（平成28年2月10日付）においてモニタリング調査について毎年、調査計画を所長と協議するとともに、調査結果を学識者の評価を添えて報告すること。」

吉野川を管理する国土交通省に対して、モニタリング調査総合評価書および調査データについて、情報共有し、保管するように働きかけ、その実現を検討する予定ですか？

◆回答－2

取りまとまった総合評価報告書は徳島河川国道事務所へ報告する予定です。なお報告した本資料の保管については徳島河川国道事務所にて決定されるものと承知しておりますが、資料の重要性については説明いたします。

○質問－3

吉野川河口は 平成22年9月には 国際基準を十分に満たしていることから、環境省によるラムサール条約潜在候補地にも選定されています。

NEXCOとして、ラムサール条約湿地登録のため要件のなかで満たしている国際基準を損なわないように工事への環境配慮をされたと思います。

今季、高速道路橋工事を終え、環境配慮・影響等に関する環境モニタリング調査のデータを活用して、ラムサール条約国際基準が更新できると考えています。また、環境省による自然共生サイトの基準をはじめ公的な視点での基準を作成するにあたり、データの引用先として NEXCO データを記載することで、データを活用することを許可していただけますか？

◆回答－3

著作権法第32条第1項に基づく引用は、当社への許諾を得ずに行うことができます。なお同項を超えて総合評価報告書の図表等を改変し引用する場合等は、個別にご相談ください。

第17回検討会では傍聴者の方々から意見・要望を頂きました。

○意見・要望－1

大田先生のご意見にもありましたが、今後も現地に貢献するという考えのもとに、本道路のかんしょう地帯に自然再生といえるものを残して頂きたい。

◆回答－1

当社は吉野川渡河部が環境保全の観点において重要な場所であると認識し事業を進めてまいりました。吉野川サンライズ大橋は今後も存在し続けるものであることから、当社にてできることを引き続き検討していく考えです。

○意見・要望－2

検討会では委員から、吉野川河口の価値や保全や今回のモニタリング調査データの重要性と保全への活用や公開の重要性について発言されていました。さらに NEXCO パブコメ意見回答において、『公的機関等への資料の提供については、引き続き検討してまいります』と記載があります。

貴重なデータの保管や活用について下記情報提供させていただきますが、NEXCOとして具体的にどのように検討されていますか？

シギ・チドリ類をはじめとする渡り鳥の貴重な調査データに関して、国際的にかつ学術的な視点で後世に活用できるように下記情報提供ですが、ご検討ください。

1) バードリサーチ誌への掲載

https://www.bird-research.jp/1_kenkyu/index_toko.html

鳥類限定のようですが、生データに近い情報も掲載可能です。

例として、繁殖分布調査の調査データがあります。

https://www.bird-research.jp/1_kenkyu/journal_vol17.html

2) eBird : <https://ebird.org/japan/home>

3) 環境アセスメントデータベース EADAS : <https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

◆回答－2

当社は吉野川渡河部が環境保全の観点において重要な場所であると認識し事業を進めてまいりました。その過程で得られたモニタリングデータは当社 HP で公開しているところです。公的機関等への資料の提供については、引き続き検討してまいります。

○意見・要望－3

パブリックコメント提出意見のひとつひとつに対して丁寧にご対応ありがとうございます。下記意見に対して、僭越ですが下線をほどこした部分が主旨ですが、そのご回答については、曖昧で理解ができないのです。わかりやすく追加説明をしていただけると有難いです。

①図 2.3-2 の上・中・下のグラフにおいて、干潟、人工海浜、小松海岸の個体数の変動パターンが異なっているが、それぞれ何を指しているかの説明がなく、第三者による適切な評価ができない。こうした図表をもとに影響は軽微であると結論付けることはできない。

②図 2.3-4 および図 2.3-5 のモニタリングサイト 1000 のデータから、工事期間中および工事後も顕著な減少はないように見える。しかしながら、本来着目すべき点は、シギ・チドリ類全体の個体数だけではなく、本事業のような大規模な工事が行われた際に、どういった生態的な特性の種にどういった影響があるかを軽視してはならない。例えば大型種や小型種での個体数、利用エリアや頻度などに影響はないのか。長期にわたり多数の調査を実施した結果から具体的な分析と考察がほしい。

③本意見に対しての回答は勘違いしているように思います。底生生物に関して評価を追加記載していただきたいとの意見です。

高速道路橋建設によるモニタリング調査においては、絶滅危惧Ⅰ類：ヒナノズキン、絶滅危惧Ⅱ類：ムラサキガイ、アリソガイ、チゴマテガイなど貴重種がたくさん確認され、記録として丁寧に記載されています。底生生物の観点から、『吉野川河口域は貴重な環境をもっているところである』ことを併せて考察に記載していただきたい。

◆回答－3

ご意見の①について、パブリックコメントの回答は以下に記載の通りですので、ご了承ください。

「本事業で確認したシギ・チドリ類の生息個体数は、河口干潟とマリンピア沖洲人工海浜、小松海岸で確認していますが、それぞれの場所の出現傾向ではなく、吉野川河口全体に注目した影響評価を行っています。調査の結果については、毎年の検討会で確認し、吉野川河口全体で減少していないことを確認し続けてまいりました。調査の結果を踏まえ、減少が無いことから影響が軽微であると判断しました。」

ご意見の②について、パブリックコメントの回答は以下に記載の通りですので、ご了承ください。

「本事業では出現頻度が低い種や特定の種に注目すると影響評価の判断が難しいことから、シギ・チドリの個別の種ではなく、シギ・チドリ類全体の生息個体数を毎年の検討会で確認し、減少していないことを確認し続けてまいりました。調査の結果を踏まえ、減少が無いことから影響が軽微であると判断しました。」

ご意見の③について、パブリックコメントの回答は以下に記載の通り、ご意見を踏まえた追記を行いましたのでご確認ください。

「本事業は特定の底生生物だけでなく、吉野川河口が環境保全の観点において極めて重要な場所であると認識して進めてまいりました。そのことについては、報告書内の複数箇所（はじめに、1-3、1-4、1-5、2-1）に記述しております。また、2-14 ページに希少性の高い底生生物が環境モニタリング調査で確認されたことを追記しました。」

○意見・要望－4

パブコメ意見のなかに、『特定の重要種に関すること』として、専門家（東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ ヘラシギ特別委員会）から、“ヘラシギ”についての具体的な情報提供と共に意見が出されています。

ご回答は「事業で確認できなかった特定の重要種についての記述は控えておりますのでご了承ください」とあります。

検討会において、委員から特定の重要種に関しても総合評価書の課題等に記載することは大切だというご意見があったと思います。

後述パブコメ意見のように専門家から具体的な情報提供があるにもかかわらず、貴重な情報が消えてしまうのは、せっかくパブコメ意見を募集したのにと残念な思いを持ちます。

“ヘラシギ” 記載についてご検討ください。

当日資料パブコメ意見は下記のとおりです。

『吉野川河口では絶滅危惧種ヘラシギも観察されています。意見 3-1 でコメントした p1-4 には、また「この区間には、徳島県が絶滅危惧種 I 類に指定するシオマキをはじめとした、数多くの絶滅危惧種が生息・生育し、渡り鳥であるシギ・チドリ類も数多く飛来する貴重な空間となっています。」との記述があり、上記該当個所の表 3.6-112 に調査で確認された鳥種一覧があります。

この一覧の表には入っていませんが、吉野川河口では 2014 年(平成 26 年) 9 月 21 日にヘラシギが観察されています。ヘラシギは、IUCN レッドリストで Critically Endangered (CR) に分類されており、環境省レッドリストは絶滅危 I ‘具 IA 類(CR)としており、2023 年現在の全世界の個体数は 300-600 羽とされます。また、平成 29(2017)年 9 月には、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に指定され、人為の影響により存続に支障をきたさないことが要求されています。

表 3.6-1 鳥類調査の実施状況(P3-164)は平成 26 年の調査日は 9 月 9 日としており、この日にはまだ吉野川河口に飛来しておらず、記述のない理由は理解しています。しかし表 3.6-110 モニタリングサイト 1000 調査結果(p3-242)には 2005 (平成 17)年と 2014 平成 26)年の秋にこの観察が記載されています。以前の記録では 1975-1983 年の間はほぼ毎年、(BirdLife International (2001) 「Threatened Birds of Asia (アジアの絶滅危惧鳥類)」) また、2002 年と 2003 年にも観察が記録されており、ヘラシギにとって吉野川河口 は極めて重要な生息地であるということがわかります。現在の個体数の規模を考えたとき、今後もこの生息地を利用する可能性は十分にあり、この種のみならず、フライウェイ全体として減少傾向の著しいシギ・チドリ類の良好な環境を残すことは大変重要です。意見 3-2②のデータの永続的公開は、今後、ヘラシギを含めた、シギ・チドリ類その他の鳥類の保全を化学的知見に基づいて計画・実施する上でも極めて重要であり、評価書には、この種の存在を特記することは大きな意味があると考えます。

1. 2. 1 環境への配慮(p1-4)、シオマネキと共にシギ・チドリ類の象徴としてのヘラシギを記載してください』

◆回答-4

ご意見について、パブリックコメントの回答は以下に記載の通りですので、ご了承ください。

「本事業で実施した鳥類調査ではヘラシギは確認されませんでした。吉野川河口がヘラシギだけでなく、環境保全の観点において極めて重要な場所であることを認識して進めてまいりました。本報告書は本事業で実施した調査内容の影響評価に関することを取りまとめており、事業で実施した環境モニタリング調査で確認できなかった特定の重要種についての記述は控えておりますので、ご了承ください。」
